

## ○さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例（平成13年条例第207号）

（趣旨）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 指定区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域並びにさいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第8条の規定により指定された自転車等放置禁止区域をいう。

（新築施設における自転車等駐車場の設置）

第3条 指定区域内において、別表ア欄に掲げる用途に供する施設で同表イ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表ウ欄に掲げる基準により算定した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 別表ア欄に掲げる施設の用途の範囲並びに同表イ欄に掲げる店舗面積、教室面積、運動場面積及び当該用途に供する部分の床面積（以下「店舗等面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模）

第4条 別表ア欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を新築する場合には、当該用途ごとに同表ウ欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

（大規模施設に係る自転車等駐車場の規模）

第5条 店舗等面積が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）を新築する場合には、店舗等面積のうち5,000平方メートルまでの部分について別表ウ欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗等面積のうち5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、第3条の規定を適用する。

2 混合用途施設で各用途の店舗等面積を合計した面積（以下この項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合には、合計面積のうち5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積のうち5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模を、別表ウ欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、第3条の規定を適用する。

（施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模）

第6条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうちこの条例の施行の日（同日以後に新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日）前に建築された部分を除く。以下この条において同じ。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 当該増築後の店舗等面積が別表イ欄に掲げる規模となるもの

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表ウ欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

（施設の敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置）

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして第3条から前条までの規定を適用する。

（自転車等駐車場の構造及び設備）

第8条 第3条から第6条までの規定により設置される自転車等駐車場は、駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につきおおむね1平方メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で効率的な駐車ができるものについては、市長は、同項の規模を緩和することができる。

（自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示）

第9条 第3条から第6条までの規定により自転車等駐車場を設置する者は、利用者が当該自転車等駐車場を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示しなければならない。

（自転車等駐車場の設置の届出）

第10条 第3条から第6条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（適用の除外）

第11条 この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6月を経過した日前に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第3条から第6条までの規定は適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 第3条から第6条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその設置目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設又は自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第3条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及びその理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第13条第1項の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は立入検査をしようとした場合において、施設又は自転車等駐車場の所有者又は管理者がその求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(2) 前条第1項の規定による市長の命令に従わないとき。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宮市自転車等駐車場の附置に関する条例(平成11年大宮市条例第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

区分	ア	イ	ウ
	施設の用途	店舗等面積	自転車等駐車場の規模
1	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
2	銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
3	ぱちんこ屋その他の遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
4	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台
5	スポーツ及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台
6	前各項に掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設（国又は地方公共団体が設置する施設に限る。）	当該用途に供する部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	当該用途に供する部分の床面積15平方メートルごとに1台
7	第1項から第5項までに掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設（前項に規定する者が設置する施設を除く。）	当該用途に供する部分の床面積が400平方メートルを超えるもの	当該用途に供する部分の床面積20平方メートルごとに1台

備考 ウ欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てる。